

京都市動物迷惑防止条例のパブリックコメント

平成27年1月9日

京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課
事業推進担当 御中
(犬猫等ふん尿被害対策検討プロジェクトチーム事務局)
(TEL:075-222-4272、FAX:075-222-3416)

THEペット法塾代表 弁護士 植田勝博
電話06-6362-8177、FAX06-6362-8178

意見

京都市動物迷惑防止条例案は、猫餌やり禁止条例であって、憲法、動物愛護法、その他の法令に反するので、この条例の制定をしないことを求める。

理由

1 条例案の内容

- ・ 野良猫に餌やりをしようとする方は、猫を自ら飼養するか、「まちねこ支援事業」に沿って、適切な管理の下で実施する。
- ・ 身近にいる動物に対し無責任な給餌（餌やり）をしたり、残飯ごみを放置したりしてはならない。
- ・ これに違反し（生活環境が損なわれ）たときは勧告・命令、勧告・命令に違反したときは過料（行政罰）の制裁を課す。
- ・ まちねこ支援事業は、①3名以上の団体を作る。②町内会の同意を得る。③猫用トイレの管理や猫の生息状況の把握などをし、飼養が可能な私有地内に設定する。

2 憲法等に違反する人権侵害

条例案は「野良猫に餌やりをしようとする方は、猫を自ら飼養する」ことを課すが、所有者のいない動物に餌やりをすることは基本的に自由な行為であり、本来自由である筈の所有者のいない動物への餌やりを禁じ、野良猫の管理責任を課すことは、憲法13条の自由権、幸福追求権を侵害する不当な人権侵害である。また、所有者でない者に餌やりをしたことをもって所有者同様の管理責任を負わせることは、民法上、非合理且つ違法である。

- 3 「まちなこ支援事業」に反する猫餌やりは禁じられ、罰則を課す。まちなこ支援とは、①3名以上の団体、②町内会の同意、③私有地に設定の要件が必要とするが、個人の猫餌やりには不可能で、罰則をもって猫餌やりを禁ずるものである。

憲法に反する自由の侵害であるとともに、野良猫保護を否定し動物愛護法に反する規制である。

- 4 動物愛護法に違反する条例案である。

平成24年8月の改正動物愛護法は、「殺す行政」から「生かす行政」へと転換し、行政は殺処分を目的とする野良猫の引き取りをしないこと（法35条、附帯決議8項）、野良猫を生かすについては、従来の猫餌やりが築いてきた「地域猫」活動を、官民一体で行う（付帯決議8項）とした。そして、猫の遺棄、猫を殺傷することを厳罰化した。

改正動愛法は、①野良猫を殺さないこと（行政の引取規制）、②野良猫を生かすこと（従来の猫餌やりの活動）、③野良猫を発生させないこと（従来の猫餌やりの自己負担で避妊去勢）である。②と③を個人の猫餌やりだけではなく、行政が、ボランティア、地域と一体で行うとした。

野良猫保護は、まず猫への餌やりである。野良猫の命への思いから、自分で餌を買い与え、生かし、避妊去勢をして保護をし、野良猫の命を守り（②）、新たな野良猫を減らす（③）、世話をしてきた。これが地域猫活動であり、個人の猫餌やりの活動を改正動愛法の基礎とした。

猫餌やりは、動物の命を生かし、野良猫をなくし、地域、社会のための活動であ

る。

餌をやり命を生かすことが野良猫保護の基本であり、野良猫への給餌は人の動物への愛護、動物の命の保護から当然と言える。

個人の猫餌やりは、野良猫を生かし、野良猫を減らす活動をしてきたもので、動物愛護法の基本原則の「動物の命」と「人と動物の共生」の活動をし、社会のための活動として動愛法の野良猫問題の取組をしている活動である。

行政は、この地域猫活動を官民一体での取り組む義務がある。

条例案の、野良猫への給餌を禁止することは、動物虐待（給餌、給水をしないなど、動物愛護法44条2項）の犯罪である。規制により故意に餓死させることは、みだりな殺傷罪（同条1項）の犯罪である。

条例案は、動愛法の猫餌やりによる野良猫保護を禁じること、虐待ないし餓死させる殺傷の犯罪を強いるもので、動愛法に違反する違法な条例と言うべきである。

5 現在の京都市条例案の誤り

野良猫の発生原因は、家庭からペットが捨てられたことにより、遺棄者が原因で、猫餌やりはその尻ぬぐいをしている公益の地域猫活動である。そこに誤解があってはならない。

野良猫問題は、野良猫の原因の猫の遺棄（同法44条1項の犯罪）が放置されているところにある。従来、猫の遺棄（動物犯罪）と行政の殺処分（みだりな殺傷の動物犯罪）の両輪で野良猫を処理してきた。

京都市条例は、野良猫問題の原因は猫餌やりにあり、猫餌やりを反社会行為、犯罪的行為として禁止し、個人ボランティアではできない猫餌やりの条件を満たしたときのみ禁止を解いてやるとの内容である。地域猫は「猫餌やりのボランティアのためにしてやる」との誤った措置である。

しかし、地域猫は、ボランティアの犠牲の上で行政や猫嫌いのためにするのではない。行政が、ボランティア、地域住民と共同分担をして、全員一致して、野

良猫を生かし、早急に野良猫問題をなくすことである。

野良猫の原因は猫餌やりではなく遺棄者である。まず、その原因の遺棄者の取締りが必要である。猫餌やりは、自己負担で動物の命を守り、猫嫌いの人達のためにも、野良猫問題を解決するためにしてきた活動である。

京都市条例案は、遺棄者を放置して、地域猫活動をする猫餌やりを禁じて反社会的行為とする。猫餌やりがいなくなれば、野良猫の生存はおびやかされる。また、保護、管理されない野良猫の発生により、野良猫問題は闇の中となり、解決できるとは考えられない。野良猫を保護する猫餌やりが迷惑の原因とする誤った考えが優先して、野良猫の命への思いはなく、野良猫との共生の姿勢が全く認められない。

京都市条例案は、その精神も具体的措置も、猫との共生を否定し、地域猫活動を妨害するもので、明らかに動愛法に違反する条例である。

- 6 野良猫を生かすことが核であり、野良猫を増やさないことをしてきた猫餌やりが核であり、これを支援し負担することが行政の責任であることが動愛法の内容である。京都市は、現在の、誤った認識による、法律に違反する条例の制定をしないこと、及び、同法に沿って、行政が核となって、従来の個人の猫餌やりの地域猫活動を、ボランティア及び地域住民と一体となって、早期に、野良猫問題の解決をすることを内容とする条例を制定することを強く求める。